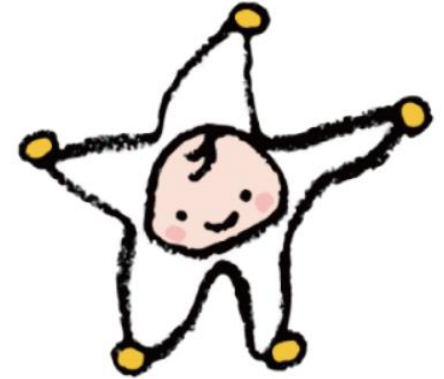




# 母子保健施策の動向について

こども家庭庁 成育局 母子保健課

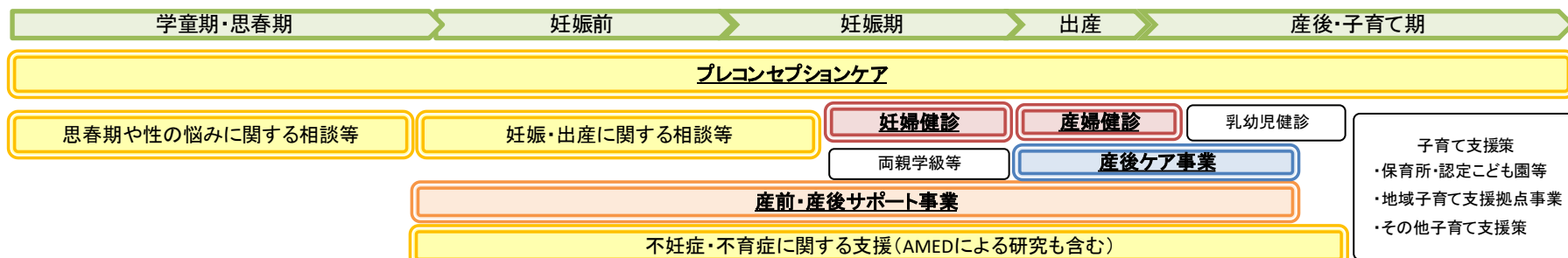


# 本日の内容

1. こども家庭センターについて
2. 産後ケア事業について
3. 妊産婦のメンタルヘルス支援について
4. プレコンセプションケアについて
5. 母子保健DXについて
6. 研修事業等のご案内

# 1. こども家庭センターについて

# ライフステージに応じた母子保健に関する支援策



## こども家庭センターによる切れ目のない支援

### プレコンセプションケアの推進

性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組を推進しています。思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談支援や、妊娠・出産に関する相談対応、基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援や不妊症・不育症に関する相談対応等を行っています。

### 妊婦健診の実施

妊婦に対し、14回程度の妊婦健診費用が公費助成されています。

### 産婦健診の実施

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う産婦健診を実施します。産婦健診の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを勧めます。

### 産前・産後サポート事業

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦等に対し、地域の子育て経験者やシニア世代の人たちなどが、気軽に話し相手になって相談に応じるなどの支援を行います。妊産婦等の孤立化を防ぐソーシャル・キャピタルの役割を担っています。

### 産後ケア事業

退院直後の母子に対し、短期入所、通所又は居宅訪問の形態により、助産師等が心身のケアや育児のサポートを行います。  
令和元年の母子保健法改正により、市町村に実施の努力義務が課せられました。

### 多胎妊婦や多胎児家庭への支援

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家族支援のため、  
①育児等サポーターを派遣し、日常生活支援等を行うとともに、  
②多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、相談支援等を行います。

### 若年妊婦等への支援

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への身近な地域での支援として、NPO等も活用し、  
①アウトリーチやSNS等による相談支援を行います。  
②不安や金銭面の心配から医療機関受診を躊躇する特定妊婦等に対し、支援者が産科受診に同行するとともに、受診費用を補助します。  
③行き場のない若年妊婦等に、緊急一時的な居場所を提供します。  
(※本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市)  
また、低所得の妊婦への初回の産科受診料を補助しています。  
(※本事業の実施主体は、市町村)

### 外国人妊産婦への支援

言葉の問題がある外国人の妊産婦の妊娠・出産等を支援するため、母子健康手帳の多言語版(10か国語に翻訳)を作成しています。

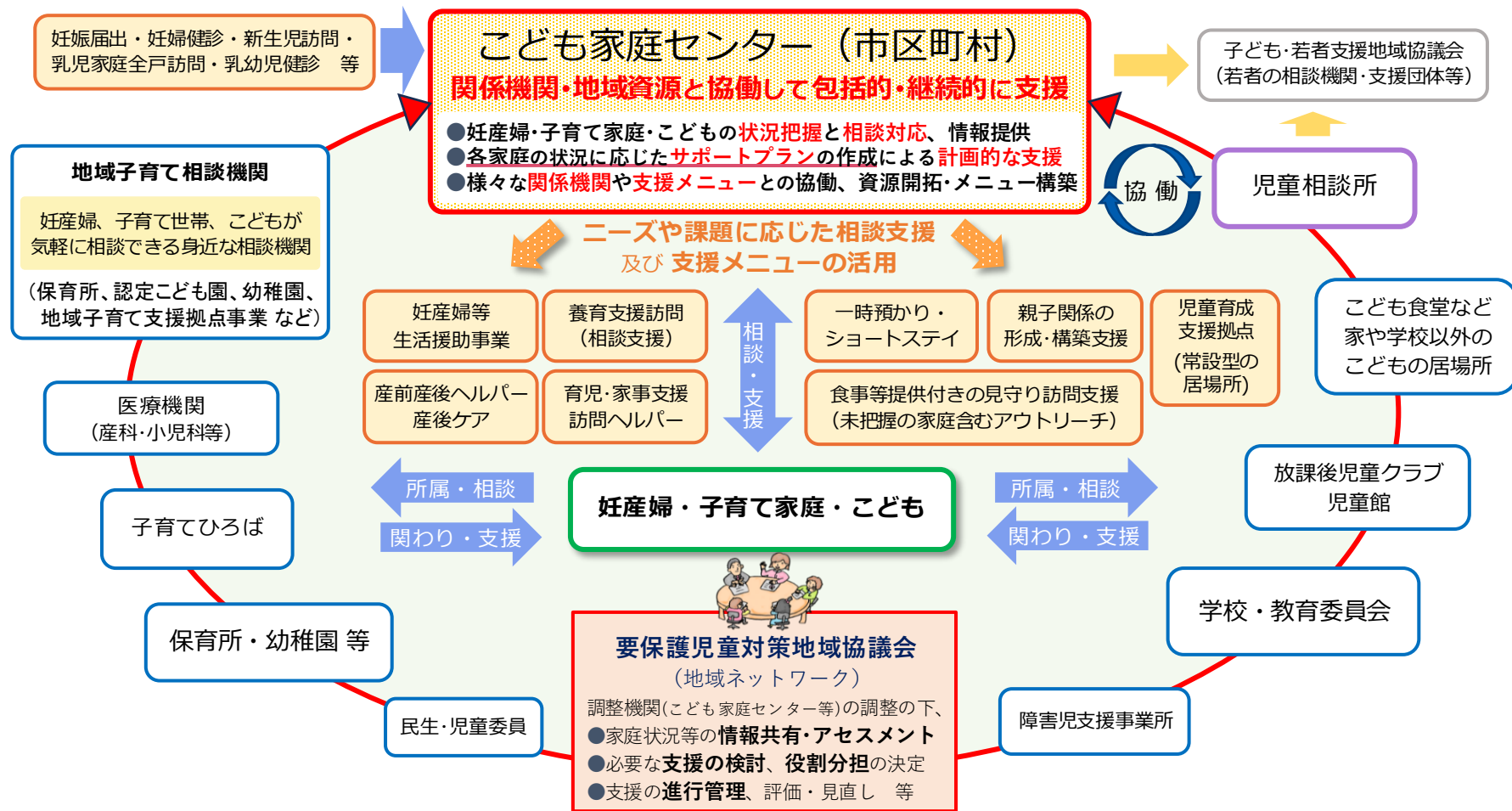
### 入院助産の実施

生活保護世帯など経済的な問題のある妊産婦に対して、所得の状態に応じ、指定産科医療機関(助産施設)における分娩費用の自己負担額を軽減する仕組み(入院助産制度)があります。

### こども家庭センターによる切れ目のない支援

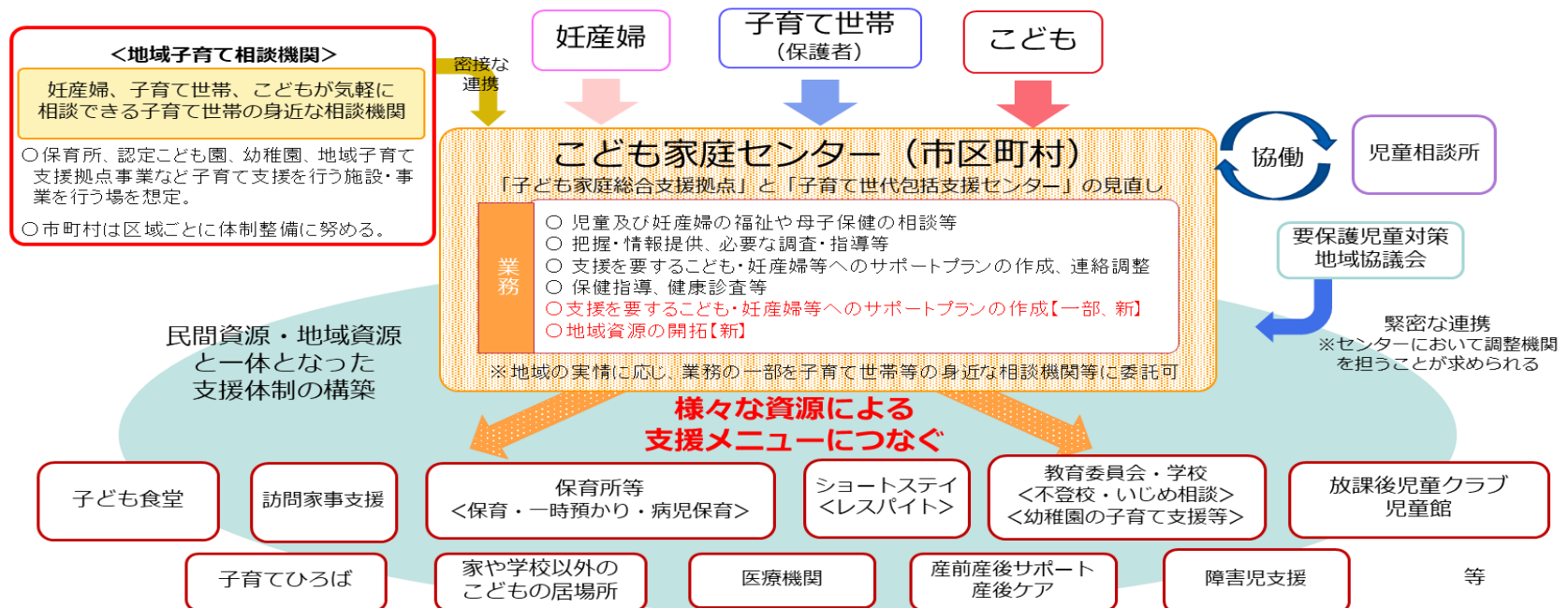
妊産婦・子育て家庭・こどもからの相談に応じるとともに、各家庭の状況に応じた切れ目のない包括的で継続的な支援を実施しています。

- 令和4年改正児童福祉法により、市町村によるセンター設置が努力義務化（令和6年4月施行）
- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を**早い段階から支援して子育てを支える**（身近な市町村の強み）
  - 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて**早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、地域全体で継続的に家庭を支える体制を強化**
  - 設置率85.9%(R8.4.1) → **令和8年度までに全市区町村に整備**するため開設や運営の経費を補助



## こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。
  - ※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。
  - ※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ
  - ※ 「こども家庭センター」の設置状況に関する調査（全自治体対象）では、こども家庭センターを設置済みの市町村が1,496自治体（85.9%）であった。なお、未設置市町村245自治体のうち令和8年度に設置予定の市町村が97自治体、令和9年度（4月）に設置予定の市町村が63自治体、令和9年度（5月以降）に設置予定の市町村が15自治体、令和10年度以降に設置を検討している市町村が4自治体、設置時期未定の市町村が66自治体であった。（令和8年4月1日時点）



# 「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」

## 目的

母子保健事業等の機会を活用して、妊産婦・乳幼児期のこどもがいる家庭の養育上の問題や保護者の心身の不調等による社会的リスクを評価し、児童福祉との情報共有の必要性等について判断するためのアセスメントツールとその運用マニュアルを作成。

**妊娠・出産期のリスクアセスメントシート**

氏名: \_\_\_\_\_ 年齢: \_\_\_\_\_ 性別: \_\_\_\_\_ 職業: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_ 電話番号: \_\_\_\_\_

医師: \_\_\_\_\_ 助産師: \_\_\_\_\_ 看護師: \_\_\_\_\_ 保健師: \_\_\_\_\_ 児童福祉士: \_\_\_\_\_

1 妊娠の経過が正常で24週以下  
2 パートーの経過が正常で24週以下  
3 胎児は多胎胎児(双子や三子)ではない  
4 妊娠中、産後には問題  
5 産後、産後には問題  
6 産後、産後には問題  
7 産後、産後には問題  
8 産後、産後には問題  
9 産後、産後には問題  
10 産後、産後には問題  
11 産後、産後には問題  
12 産後、産後には問題  
13 産後、産後には問題  
14 産後、産後には問題  
15 産後、産後には問題  
16 産後、産後には問題  
17 産後、産後には問題  
18 産後、産後には問題  
19 産後、産後には問題  
20 産後、産後には問題  
21 産後、産後には問題  
22 産後、産後には問題  
23 産後、産後には問題

**乳幼児期のリスクアセスメントシート**

氏名: \_\_\_\_\_ 年齢: \_\_\_\_\_ 性別: \_\_\_\_\_ 職業: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_ 電話番号: \_\_\_\_\_

医師: \_\_\_\_\_ 助産師: \_\_\_\_\_ 看護師: \_\_\_\_\_ 保健師: \_\_\_\_\_ 児童福祉士: \_\_\_\_\_

1 乳児の成長が正常で24週以下  
2 乳児の成長が正常で24週以下  
3 乳児の成長が正常で24週以下  
4 乳児の成長が正常で24週以下  
5 乳児の成長が正常で24週以下  
6 乳児の成長が正常で24週以下  
7 乳児の成長が正常で24週以下  
8 乳児の成長が正常で24週以下  
9 乳児の成長が正常で24週以下  
10 乳児の成長が正常で24週以下  
11 乳児の成長が正常で24週以下  
12 乳児の成長が正常で24週以下  
13 乳児の成長が正常で24週以下  
14 乳児の成長が正常で24週以下  
15 乳児の成長が正常で24週以下  
16 乳児の成長が正常で24週以下  
17 乳児の成長が正常で24週以下  
18 乳児の成長が正常で24週以下  
19 乳児の成長が正常で24週以下  
20 乳児の成長が正常で24週以下  
21 乳児の成長が正常で24週以下  
22 乳児の成長が正常で24週以下  
23 乳児の成長が正常で24週以下

## 内容

- 妊娠・出産期のリスクアセスメントシート(23項目)
- 乳幼児期リスクアセスメントシート(23項目)

妊娠期・出産期のリスクアセスメントシート該当項目の個数が**7個以上**、乳幼児期おリスクアセスメントシート該当項目が**6個以上**の場合、児童福祉と情報を共有する必要がある家庭である可能性が高い。(※)

※あくまでも暫定的に定めたものであり、現時点では臨床的な判断に加え補助的に使用する参考値としての使用を推奨。

リスクアセスメントシート運用マニュアルに、シートの使い方、用語の定義、各項目についての説明・具体例等について掲載されている。

母子保健のリスクアセスメントプロジェクト(国立成育医療研究センターHP)

<https://familyhealth.ncchd.go.jp/>

## 2. 産後ケア事業について

## 産後ケア事業について

### 産後ケア事業（母子保健法第17条の2）とは

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

### これまでの経緯

|       |                                                                                                                                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H26年度 | ・予算事業として創設（※平成26年度はモデル事業）                                                                                                                                                                |
| H28年度 | ・平成28年度事例集を作成                                                                                                                                                                            |
| H29年度 | ・ガイドラインを作成                                                                                                                                                                               |
| R1年度  | ・母子保健法の改正により、産後ケア事業を法定化（R3.4施行）                                                                                                                                                          |
| R2年度  | ・ガイドラインを改定                                                                                                                                                                               |
| R3年度  | ・ <b>産後ケア事業の実施が、市町村の努力義務に（R1改正母子保健法の施行）</b><br>・産後ケア事業として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税に                                                                                                         |
| R4年度  | ・ <b>住民税非課税世帯に対する利用料減免加算</b> （基準額：1回あたり5,000円）等を創設<br>・産後ケア事業の体制整備のための事例集を作成                                                                                                             |
| R5年度  | ・ <b>ユニバーサルな事業であることを明確化（対象者を「産後ケア事業を必要とする者」に見直し）</b><br>・ <b>すべての世帯に対する利用料減免加算</b> （基準額：1回あたり2,500円）や、都道府県の広域調整に関する補助事業を創設<br>・「こども未来戦略」において、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれる                        |
| R6年度  | ・ <b>支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算を創設</b><br>・国立成育医療研究センターにおいて、産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす事業を創設<br>・ <b>産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるため、子ども・子育て支援法を改正（R7.4施行）</b><br>・ガイドラインを改定（ケアの内容の充実、安全に関する内容の追加等） |
| R7年度  | ・ <b>「地域子ども・子育て支援事業」として、都道府県負担の導入（補助割合が国1/2・都道府県1/4・市町村1/4に ※R6以前：国1/2・市町村1/2）</b><br>・兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設                                                                      |

# 産後ケア事業の提供体制の整備

【子ども・子育て支援法】

- 産後ケア事業（※）について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。  
（※） 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業
- ① 受け皿拡大に当たり、市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要。
- ② 妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要。
- 産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けることで、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進める。

**国** : 基本指針を定める。

**都道府県** : 市町村事業計画の協議を受け確認する。また、基本指針に基づき都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等を定めるよう努める。

**市町村** : 基本指針に基づき市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等を定める。

国立成育医療研究センター  
(※女性の健康ナショナルセンター)



自治体の取組を支援

○厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、国立成育医療研究センターの成育医療等に関するシンクタンク機能を充実し、成育医療等の施策に関するデータ収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信等を実施。

【事業内容】産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす

- 産後ケア事業に関する知見の収集、評価・分析、提言の作成、取組支援、質の担保の仕組み、人材育成や情報発信等

令和8年度予算 77億円（66億円）

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施（令和6年度予算額：60.5億円）【平成26年度創設】

## 事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

## 事業の概要

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内 容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

### ◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- （2）「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

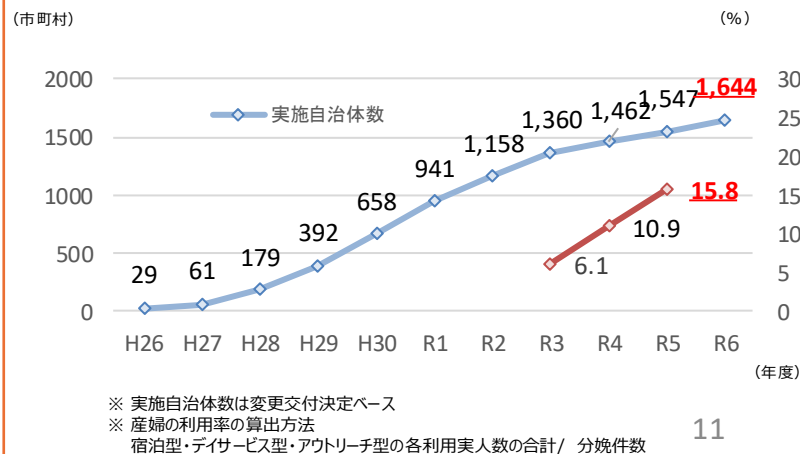
【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1/2、市町村1/2）

### 【補助基準額】

- |                                          |          |            |
|------------------------------------------|----------|------------|
| （1）デイサービス・アウトリーチ型                        | 1施設あたり月額 | 1,849,300円 |
| （2）宿泊型                                   | 1施設あたり月額 | 2,781,800円 |
| （3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～）               | 1回あたり    | 5,000円     |
| ②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～）                  | 1回あたり    | 2,500円     |
| （4）24時間365日受入体制整備加算（R4～）                 | 1施設あたり年額 | 3,080,600円 |
| （5）支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～）              | 1人当たり日額  | 7,000円     |
| （6）兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算（R7～）         | 1施設当たり月額 | 182,900円   |
| （7）宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上に行っている施設への加算（R7～） | 1施設当たり月額 | 256,700円   |

## 事業の実績



# 産後ケア事業ガイドライン（令和6年度）

## 背景

- 産後ケア事業ガイドラインについては、平成29年に策定され、令和2年に改定を行った。その後も事例集の紹介等が行われたほか、実施要綱の改定、通知の発出や調査研究等が実施されてきた。
- 今般、上記を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の更なる充実を図るため、ガイドラインの改定を行った。

## 主な改定内容

|     |                 |   |                                                                                                                                              |
|-----|-----------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 事業の目的           |   | 最新の法改正や事務連絡・指針等にあわせた改定                                                                                                                       |
| 2   | 実施主体            | → | 都道府県の広域支援の役割を追記                                                                                                                              |
| 3   | 対象者             | → | ユニバーサルサービスであることの明確化                                                                                                                          |
| 4   | 対象時期            |   |                                                                                                                                              |
| 5   | 実施担当者           |   | ○ 産後ケアを必要とするすべての母親が対象となるように表現を変更                                                                                                             |
| 6   | 事業の種類           |   | ○ 幅広いニーズに沿うための利用促進を図る施策や、きょうだい児がいる場合や、医療的ケア児についての記載を追加 等                                                                                     |
| 7   | 実施の方法           |   |                                                                                                                                              |
| (1) | 管理者             |   | 新たに見直しをはかった改定                                                                                                                                |
| (2) | 短期入所（ショートステイ）型  | → | ケアの内容について記載を追加                                                                                                                               |
| (3) | 通所（デイサービス）型     |   | ○ これまで項目が箇条書きで記載されていたのみであったケアについて、具体的な内容を記載                                                                                                  |
| (4) | 居宅訪問（アウトリーチ）型   |   | ○ アセスメントに基づくケアプランの作成、利用終了後の振り返りや今後の支援への連携についての記載を追加 等                                                                                        |
| (5) | ケアの内容           |   |                                                                                                                                              |
| (6) | 産後ケア等サービスに係る利用料 |   |                                                                                                                                              |
| 8   | 安全に関する留意事項      | → | 安全に関する内容について記載を追加                                                                                                                            |
| 9   | 留意すべき点          |   | ○ 事故防止等に向けた安全対策（児の睡眠中のSIDS予防、児を預かる場合の留意点、緊急時の協力医療機関の選定、産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われた事案を確認した場合の対応、重大事故発生時の対応等）について、市町村がマニュアルを作成し、委託事業者と共有・確認することを記載 |
| 10  | 実施者に対する研修       |   | ○ 重大事故発生時の対応について、最新の通知を踏まえた対応に更新                                                                                                             |
| 11  | 事業の周知方法         |   |                                                                                                                                              |
| 12  | 事業の評価           |   |                                                                                                                                              |

## 1 事業の目的

- 令和5年3月に閣議決定された成育医療等基本方針において、「こどもやこどもを養育する者等の視点も踏まえつつ、成育医療等の提供に関する施策に係る知見の収集・分析等の調査研究を推進するとともに、施策の推進に関する提案や施策の進捗状況や実施体制等に係る客観的な評価、地方公共団体の取組の支援や人材育成等を行うシンクタンク機能の充実に図る。」と記載されている。
- 令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランにおいて、「女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進める」と記載されている。
- 新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる**国立成育医療研究センターにおける、成育医療等に関するシンクタンク機能の充実**を図る。

## 2 事業の概要

### ◆ 内容

- 成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等の成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進。
- 主として、以下のテーマに係る研究・データ分析の実施、施策の推進を支援。
  - ① **産後ケア事業**や**妊産婦のメンタルヘルス**をはじめとする成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、提言作成、取組支援、人材育成等
  - ② **プレコンセプションケア**に関する知見の収集、評価・分析、提言作成、取組支援、人材育成等
  - ③ **予防のためのこどもの死亡検証（CDR）**に係る体制整備支援（自治体への有識者の派遣、人材育成等に係る連携等）【拡充】
  - ④ **出生前検査**認証制度に係るデータ収集・分析
  - ⑤ 母子保健をはじめとした**成育医療等に関する広報コンテンツ作成**
  - ⑥ **こどもの心の診療ネットワーク事業**に係る体制整備支援【拡充】

### ◆ 事業イメージ



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
- ◆ 補助率：定額

# 産後ケア事業に関する有識者検討会議 (産後ケア事業多職種連携協議会) の設置について

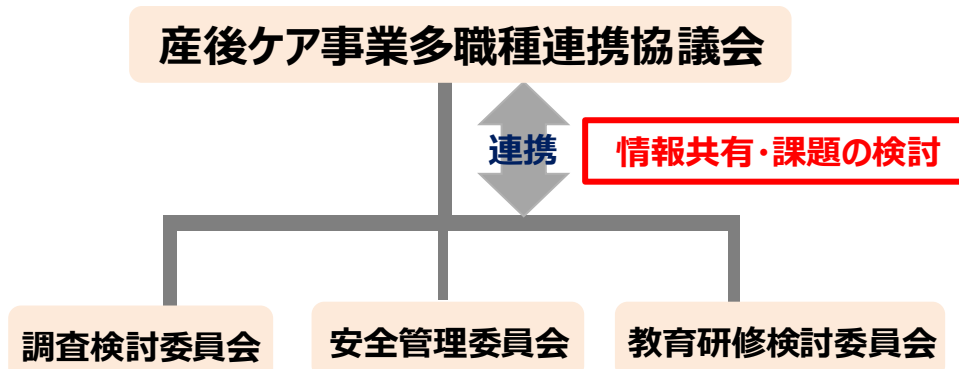
## 設置目的

- 産後ケア事業は、助産師をはじめとした看護職を中心に、様々な専門職種が互いの専門性を活かしながら、チームとして働きかけることが不可欠であり、事業のあり方を多職種自らが議論し検討していくことが重要である。
- 産後ケア事業の安全性とケアの質等について、多面的かつ定期的に評価・検討することを目的として、令和6年度より、多職種の関係団体等による「産後ケア事業多職種連携協議会」を設置。

## 参加団体

公益社団法人日本医師会  
公益社団法人日本看護協会  
公益社団法人日本産婦人科医会  
公益社団法人日本小児科医会  
公益社団法人日本小児保健協会  
公益社団法人日本助産師会  
全国保健師長会  
日本産前産後ケア・子育て支援学会  
日本周産期メンタルヘルス学会  
全国乳児福祉協議会

- ・ 協議会（年2～3回程度）と、具体的な課題等を検討する委員会（調査検討委員会、安全管理委員会、教育研修検討委員会）から構成。
- ・ 協議会は、産後ケア事業に関する有識者団体の代表者で構成。
- ・ 事務局等運営支援を国立成育医療研究センターが実施。



※「成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業」において実施

- 自治体・関係団体や事業者への情報共有及び発信の場として、産後ケア事業多職種連携協議会ホームページを作成。
- 「多職種連携協議会について」、「産後ケア事業関係者用ページ※」、「リンク集」を掲載しており、今後、順次追加予定。  
※都道府県・市区町村の母子保健担当者、自治体の委託を受けている産後ケア事業の事業者等に対し、専用ID及びパスワードを周知。

URL : [https://www.ncchd.go.jp/center/activity/sangocare\\_kyogikai/](https://www.ncchd.go.jp/center/activity/sangocare_kyogikai/)

## 多職種連携協議会について

- 産後ケア事業とは
- 産後ケア事業多職種連携協議会とは
  - ・ 設立目的
  - ・ 協議会の組織
- 委員会組織
  - ・ 調査検討委員会
  - ・ 安全管理委員会
  - ・ 教育研修検討委員会

## 産後ケア事業関係者用ページ

- 産後ケア事業に関する動画  
産後ケア事業の提供者として習得しておきたい知識や技術をまとめたもの。
  - ・ 産後ケア事業ガイドラインについて
  - ・ 妊婦のメンタルヘルスの基礎～心理社会的変化の理解～
  - ・ メンタルヘルスに不調を抱えた母親への対応に関する行政・事業者との連携と課題
  - ・ 産後ケア利用者からよく聞かれる相談や不安の内容と対応 等
- 事例集  
産後ケア事業において発生する可能性のある架空の事故事例と、その予防策・発生時の初期対応策等をまとめたもの。
  - ・ 産後の異常出血
  - ・ 乳児の転落（母乳測定時や児の体重測定時）

## リンク集

- 産後ケア事業ガイドライン
- 産後ケア事業多職種連携協議会の参加団体
- こども家庭庁の関連ページ





産後ケア事業を利用したい方  
産後ケア事業に関する動画を掲載しています。

- 「産後ケア事業」紹介動画（ロングver/ショートver）を掲載
  - 健やか親子21公式ウェブサイトのほか、こども家庭庁の各種SNSにも掲載
- Youtube : [https://youtu.be/jPfl6\\_GxIqI](https://youtu.be/jPfl6_GxIqI)(ロング)  
<https://youtube.com/shorts/HGXouct9wQA>(ショート)  
X : <https://x.com/KodomoKatei>  
Instagram : <https://www.instagram.com/kodomo.katei/>



ロングVer. [約2分30秒]



ショートVer. [30秒]



自治体/  
自治体から委託を受けている事業者の方  
産後ケア事業リーフレットや関連通知等を掲載しています。

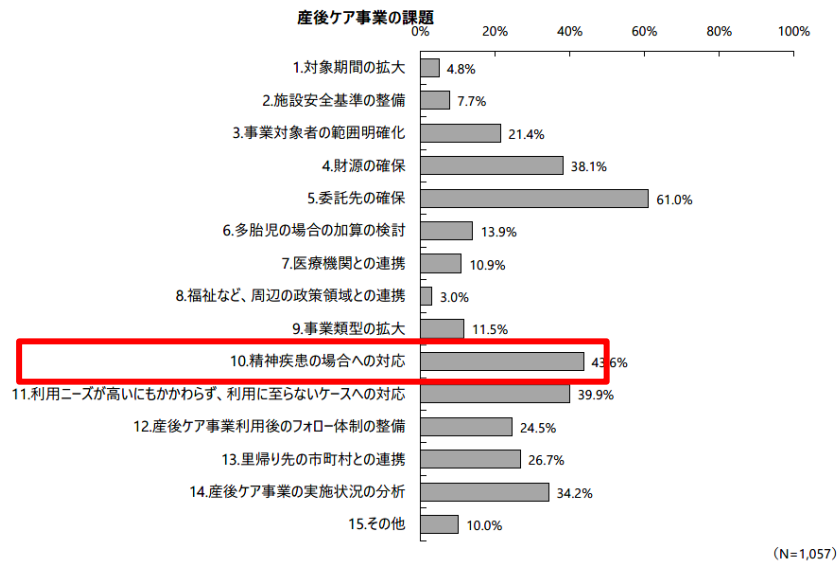
- 自治体の実施状況に応じて活用可能な「産後ケア事業」紹介チラシを掲載
- 産後ケア事業ガイドラインをはじめ、産後ケア事業に係る関連通知等を掲載



### 3. 妊産婦のメンタルヘルス支援について

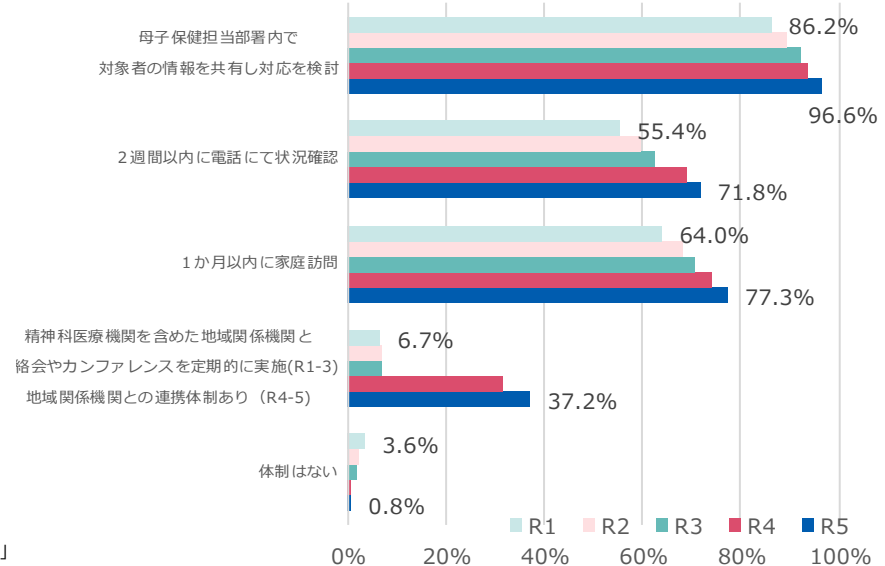
# 妊産婦のメンタルヘルスに関する調査結果

## 産後ケア事業の課題



令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業」  
(補助先：株式会社野村総合研究所)

## 産後のメンタルヘルスハイレスク褥婦へのフォロー体制（市町村 n=1741）



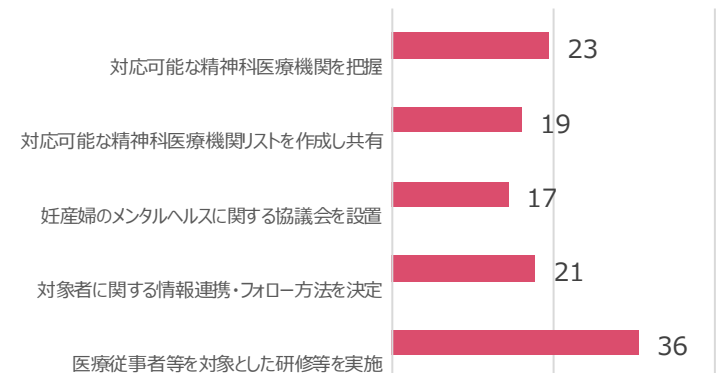
## メンタルヘルスに課題を抱える褥婦の状況

| 項目                      | 人数      |
|-------------------------|---------|
| 産後1か月までにEPDSを実施した褥婦の人数  | 498,573 |
| 産後1か月までのEPDSが9点以上の褥婦の人数 | 48,705  |

EPDSが9点以上の褥婦の割合は**9.8%**

令和5年度母子保健事業の実施状況等調査

## 産後のメンタルヘルスへの対応（都道府県 n=47）



令和1-5年度 母子保健事業の実施状況等調査

令和8年度予算 0.2億円（0.4億円）【令和5年度補正創設】

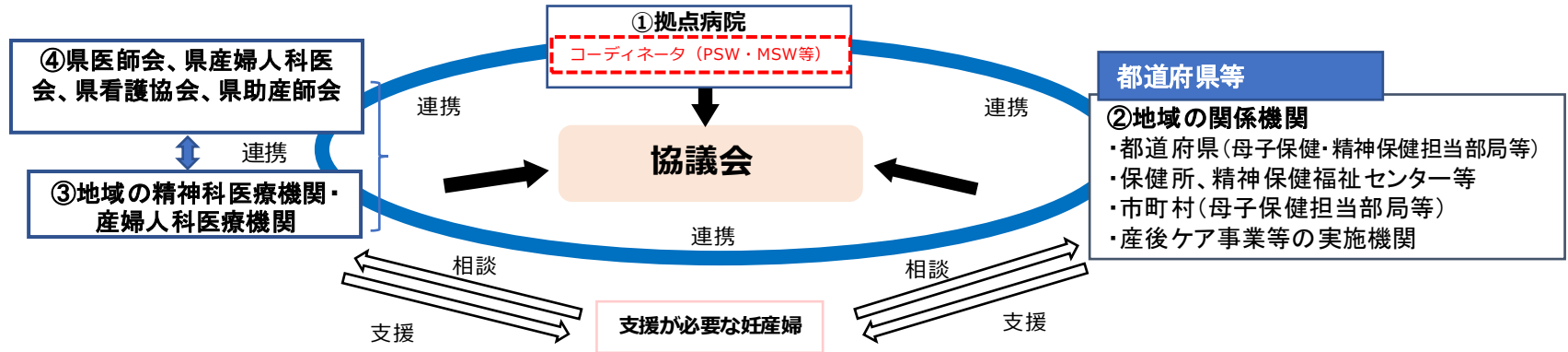
## 事業の目的

- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

## 事業の概要

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



## 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市 ◆ 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
- ◆ 補助基準額：月額 1,442千円 ※都道府県が医療圏ごとに実施する場合も同額を補助する。

## 4. プレコンセプションケアについて

## プレコンセプションケアについて

- ◆ **プレコンセプションケア**については、
  - ・ 2006年に、**米国疾病管理予防センター（CDC）**が、「女性の健康に対する一連の介入」として提唱した。
  - ・ 2012年には、**世界保健機関（WHO）**が、「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義。

【こども家庭庁の考えるプレコンセプションケアとは】

プレコンセプションケアは

**「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」概念**

# プレコンセプションケア推進5か年計画（概要）

～性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて～

## 背景と経緯

- 「成育医療等基本方針(令和5年3月改定)」にプレコンセプションケアの推進についての方針が定められたほか、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に「**相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する**」旨が盛り込まれた。
- 若い世代が自分の将来を展望する際に、性や健康・妊娠に関する正しい知識の取得方法や、相談する場所・手段について、必ずしも広く知られていない現状を踏まえ、「**プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会 ～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～**（座長：五十嵐隆国立成育医療研究センター理事長）」において、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い、「**プレコンセプションケア推進5か年計画**」を策定。

## プレコンセプションケアの概念及び 現状・課題とその対応にあたっての基本的な考え方

### 1. プレコンセプションケアに関する概念の普及

- プレコンセプションケアは「**性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う**」概念であるが、言葉自体や概念についての**認知度は低い**。
- 思春期から成人期に至るまで、性別を問わず**全ての人が、発達段階や状況に応じてプレコンセプションケアという概念を知り、それに関する知識について、適切に身につけることは重要**。

### 2. プレコンセプションケアに関する相談支援体制の充実

- プレコンセプションケアに関する相談先として、自治体における「性と健康の相談センター」等があるが、広く知られていない現状がある。
- 若い世代の方が、**より相談しやすくなるような体制づくりが必要**。

### 3. 専門的な相談支援体制の強化

- 基礎疾患のある女性が、説明を受けないまま、妊娠する方がいる実情や、かかりつけ医等と産婦人科医の連携が不十分という指摘も。
- 産婦人科以外の医師もプレコンセプションケアに関して十分な知識を持つとともに、かかりつけ医等と産婦人科医の必要な連携に資する情報提供資料が必要である**。

## 取組推進にあたって

- プレコンセプションケアの推進にあたっては、**若い世代の意見を聴き**、当事者のニーズに沿った取組を実施し**施策の効果を定期的に評価**。
- 国は、国立成育医療研究センターと連携し技術的に支援、自治体は国の「5か年計画」を参考に「**地方版推進計画**」を策定する等計画的に推進。

## 今後5年間の集中的な取組

〈目標〉  
認知度 **80%**  
プレコンサポーター  
**5万人以上**

### 対象者層



### 性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供

- ★SNS等を活用した積極的な情報発信。
- ★**プレコンセプションケアの普及に係る人材（プレコンサポーター）を育成**するとともに、啓発資料の作成等、自治体・企業・教育機関等における**講演会等の開催支援**。

〈目標〉  
相談窓口認知度  
**100%**

### 相談支援の充実（一般相談）

- ★「性と健康の相談センター」等プレコンセプションケアに関する**一般的な相談ができる窓口の認知を推進**。
- ★**身近な地域において医療機関等も含め、専門家による相談支援体制の整備**を図る。
- ★夜間休日対応の実施や、電話・オンライン相談、メールやSNSの活用等、**相談者の利便性に配慮**。

〈目標〉  
専門相談医療機関数  
**200以上**

### 相談支援の充実（専門相談）

- ★基礎疾患を有する方等が、医療機関等でプレコンセプションケアに関する相談ができるよう、**全国に相談窓口を展開**するとともに、専門外の医師の適切な対応にも資するよう、**医療者用相談対応マニュアルを作成し、周知**。

プレコンセプションケアの普及啓発のため、Webサイト「はじめよう プレコンセプションケア」を開設（令和7年9月）。

若い世代を含め、あらゆる方々に、プレコンセプションケアに関する概念をわかりやすく伝えるため、順次、記事や漫画、Q&Aやショートドラマなどのコンテンツを拡充中

はじめよう  
プレコンセプションケア  
スマート健康相談室

プレコンセプションケアとは？ 相談窓口一覧 お問い合わせ



今の私たちの過ごし方が、未来の自分をつくる

はじめよう  
プレコンセプションケア

2025年9月11日(木) サイトオープン  
Webサイトをオープンしました。旧サイト「スマート健康相談室」から一部情報を移行しています。



「プレコンセプションケア」、  
略して「プレコン」。

性別を問わず、適切な時期に、  
性や健康に関する正しい知識を持ち、  
妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や  
将来の健康を考えて健康管理を行う取り組み。



このサイトでは、  
プレコンセプションケアに関する  
正しい知識をさまざまな形で  
発信していきます。



「プレコンセプションケア」とは？ 未来のために今知っておきたいこと

公開日：2025年10月30日(木)  
更新日：2025年12月29日(火)



プレコンセプションケア（略してプレコン）とは、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取り組み」のことです。

あまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、この「プレコン」は、全ての世代の人々にとって大切な考え方です。自分自身の身体や未来を見つめかけとなり、より良い人生設計や健康づくりにもつながる視点が語られています。

「プレコンセプションケア」とは？



# プレコンサポーター養成講座 概要

## ■ プレコンサポーターとは

「プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す人材」と定義。

(プレコンセプションケア推進 5 か年計画に基づき、2030年5月までに、5万人以上の養成を目指している。)



## ■ プレコンサポーター養成講座とは

- ・ eラーニング形式で実施。基礎編（必修講座約2.5時間、任意講座約2.5時間）とアドバンス編（約2時間）で構成。（いずれもオンライン受講）
- ・ 講座終了後には修了テストを実施し、合格者に「修了証」を発行。

### 基礎編修了者（プレコンサポーター）

- ・ **誰でも受講可能。**（企業・自治体・教育機関に属する専門職のほか、企業の産業保健スタッフや人事労務担当、自治体の関係部局職員等を想定。）
- ・ プレコンの基本的な概念、性や健康に関する基礎的な知識を理解し、**プレコンに関する知識を活かして、日々の業務を進める**ことができる。

### アドバンス編修了者（アドバンスプレコンサポーター）

- ・ **基礎編を修了した専門職（※）のみ**が受講可能。
- ・ 相談対応における注意点、教育機関等での出前講座における外部講師の心得について理解し、**個別相談や出前講師等の活動**ができる。

※「専門職」とは、医療や保健と関連する公的資格を有する者を想定している。例えば、性と健康の相談センター事業で活動する医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等や、養護教諭等が考えられる。

## ■ プレコンサポーターへの支援

プレコンサポーターの活動にあたっては以下の資料活用いただく。

- ・ プレコンセプションケアに関する取組を行うに当たって必要となる知識・情報を取りまとめた「**プレコンサポーター TEXTBOOK**」
- ・ 自治体・企業・教育機関での**セミナー、出前講座、研修等**で使用する資料



# プレコンセプションケア推進に向けた工程表（概要）

|                       | R7年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-------|-------|
| 性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供 | 若い世代におけるプレコンセプションケアの概念の認知度<br>10%以下 15% 現在                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |      |       |       |
|                       | 【広報事業による普及啓発】<br>Webサイト/SNSアカウント立ち上げ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |      |       |       |
|                       | 年度毎のPDCAサイクル<br>広告展開（上半期）→広告効果の検証・アクセス分析→Webサイト/SNSの更なる充実（下半期）→認知度調査                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |      |       |       |
|                       | プレコンサポーターの人数<br>6,312人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |      |      |       |       |
|                       | 【プレコンサポーター等の人材育成】<br>専門人材のニーズをヒアリング（自治体、教育機関、企業等）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |      |       |       |
|                       | 専門人材リストの作成/活用（☆）を周知・活用促進<br>研修・出前講座等における講師の人材リストの作成を検討（関係学会・職能団体等と連携）                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |      |      |       |       |
|                       | プレコンサポーター養成開始<br>プレコンサポーターの活躍支援<br>・プレコンサポーターの活用等を要件に「性と健康の相談センター事業」の補助率高上げ（☆）<br>・プレコンサポーター活用の好事例を横展開<br>・スキルアップ講座等の整備                                                                                                                                                                                                                                                           |      |      |       |       |
|                       | 【企業・教育機関・自治体等への周知】<br>企業におけるプレコンセプションケアに関する取組の実施率<br>10% 18%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |      |       |       |
|                       | 【企業の取組】<br>プレコン宣言（仮称）運動を開始（☆）<br>プレコンサポーターの取組等を要件に企業・自治体等が<br>健康経営アドバイザー等研修の学習テーマへの導入検討<br>健康経営優良法人の認定を行う際の健康経営度調査（年度毎）<br>・プレコンの認知度・取組状況の確認を実施<br>健康経営優良法人認定やえらびプラス認定等の取組との連携の可能性の検討<br>子どもとともに成長する企業の認定の要素として位置付けることも含めて検討                                                                                                                                                      |      |      |       |       |
|                       | 【教育機関の取組】<br>（プレコンセプションケアに関する適切な理解に係る取組）<br>教育機関における性や健康に関する適切な理解に係る効果的な取組について継続的に検討<br>発達段階に応じた教材の活用、教育関係者への周知<br>（出前講座）<br>出前講座の活用について文科省と共管の事務連絡発出<br>（医療専門職の養成に係る取組）<br>出前講座の実態をヒアリング（自治体、教育機関等）<br>好事例の横展開<br>先進的な取組事例や支援内容等の周知<br>専門人材リストの作成検討【再掲】<br>専門人材リストの活用の周知と出前講座の教育機関での実施<br>専門人材リストの活用（☆）を周知するとともに、各自治体が、地域の教育機関で出前講座を網羅的に実施できるように支援（☆）<br>医師・看護師等の養成を行う大学・養成校への周知 |      |      |       |       |

☆はp2のプレコンモデルシティ構想につながる取組

# プレコンセプションケア推進に向けた工程表（概要）

|                       | R7年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | R8年度                                                                                                                                                                        | R9年度 | R10年度                                                                                                                            | R11年度     |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供 | <p>〈自治体等の取組〉</p> <p>（地方版推進計画）</p> <p>地方版推進計画の策定（☆）/計画に基づいた自治体の取組<br/>自治体が、地域の実情に応じた「地方版推進計画」を策定し、プレコンの取組を地域の実情に応じて体系的に進める</p>                                                                                                                                                                          | <p>（自治体職員等の取組）</p> <p>国の行政機関及び自治体内部（人事部門、企業・教育機関との関連部門、医療保健部局等）におけるプレコンサポーター養成講座の受講を要請</p>                                                                                  |      | <p>国の行政機関及び自治体内部（人事部門、企業・教育機関との関連部門等）についてプレコンの取組内容の見える化（☆）を促す</p>                                                                | <p>現在</p> |
| 相談支援の充実（一般相談）         | <p>自治体における性と健康の相談センターの実施率<br/>74%</p> <p>100%における一般的な相談窓口の認知度<br/>100%</p> <p>（性と健康の相談センター事業）事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満たすと国の補助率高上げ（☆）</li> <li>実施主体へ市町村追加</li> <li>医療機関等に委託する相談支援（☆）（思春期健康相談体制の整備）</li> <li>各種資料の作成</li> <li>思春期の子ども・保護者向け資料</li> <li>医療従事者向け手引き</li> </ul> | <p>医療機関等の相談窓口拡充のための支援</p> <p>関係団体・職能団体等が協力可能な医療機関・助産所リストの作成を検討し、医療機関等における相談窓口の拡充</p> <p>相談窓口の周知</p> <p>若い世代に対して、性や健康に関する相談窓口（企業や教育機関等の窓口も含む）を周知するとともに、周知のための広報を行う自治体を支援</p> |      | <p>一般相談窓口の拡大</p> <p>全ての指定都市・中核市へ事業実施を促す</p> <p>思春期健康相談体制の更なる充実（☆）</p> <p>思春期健康相談を実施するモデル事例を設定するとともに、医療機関への受診の促進につながるような方策を検討</p> |           |
| 相談支援の充実（専門相談）         | <p>プレコンセプションケアに関する専門的な相談ができる医療機関数<br/>（60機関）</p> <p>200機関</p> <p>（性と健康の相談センター事業）事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満たすと国の補助率高上げ</li> <li>実施主体へ市町村追加</li> <li>医療機関等に委託する相談支援（☆）</li> <li>基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（☆）</li> </ul>                                                       | <p>相談窓口拡充のための支援</p> <p>関係団体・職能団体等が協力可能な医療機関リストを作成の検討し、相談窓口を拡充</p> <p>相談窓口の周知</p> <p>若い世代に対して相談窓口を周知するとともに、周知のための広報を行う自治体を支援</p>                                             |      | <p>専門相談窓口の拡大</p> <p>全ての指定都市・中核市へ事業実施を促す</p> <p>診療報酬における評価の必要性等を含めた検討に資するよう、医学的管理について、支援の事例やエビデンスの整理等を実施</p>                      |           |
| 自治体・地域への取組支援          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>プレコンの取組を一体となって推進（再掲）</p> <p>国の行政機関及び自治体内部</p> <p>自治体 企業 教育機関</p>                                                                                                         |      | <p>プレコンモデルシティ構想</p> <p>企業、教育機関等を巻き込み、周知啓発、相談体制等の整備の取組を体系的（☆の取組を全て実施）に進めた上で、さらなる先進的な取組を行うモデル自治体を選定して支援</p>                        |           |

☆は p 2 のプレコンモデルシティ構想につながる取組

## 5. 母子保健DXについて

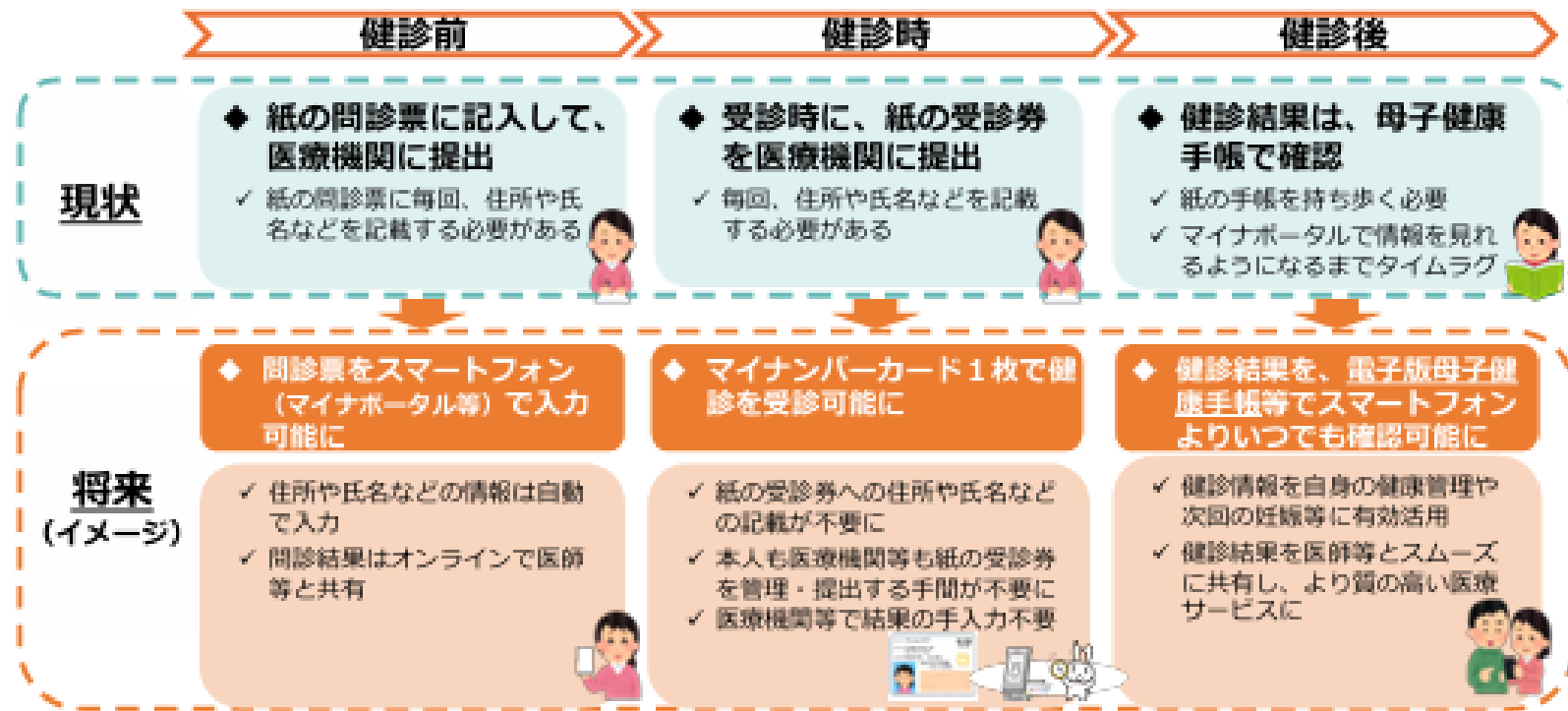
## 母子保健DXとは

- ①妊産婦・乳幼児**健診のデジタル化**
- ②**電子版母子健康手帳**（スマートフォンから入力閲覧が可能な母子健康手帳アプリ）の活用

上記を進めることで、以下のことを実現する。

- ・スマートフォンでの**健診受診・健診結果の確認**や**プッシュ型支援**、**里帰りの際の煩雑な手続きの改善**等を実現する。
- ・住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指す。

# 母子保健DXの推進 ～全国共通の情報連携基盤（PMH）の整備～

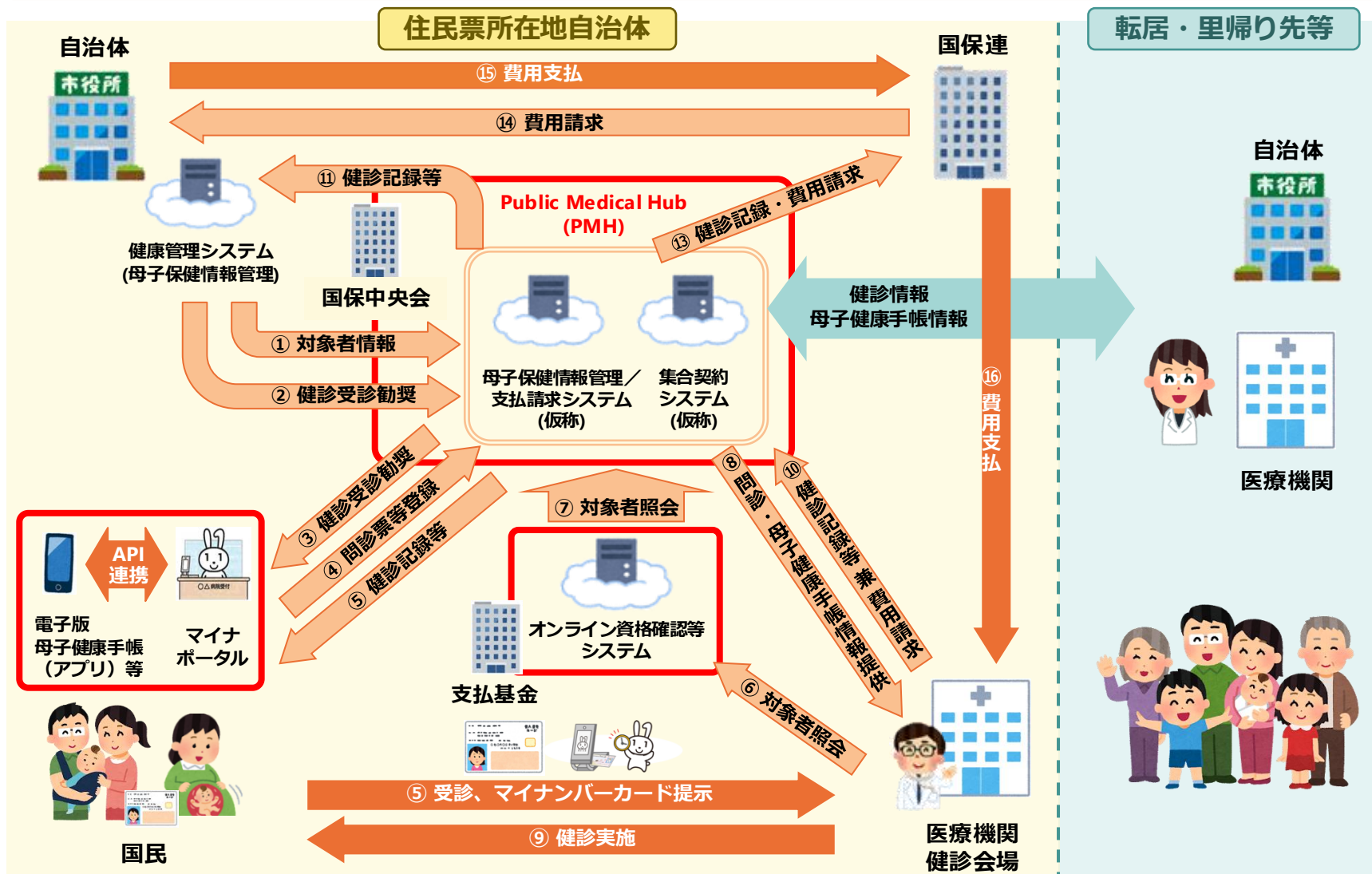


（※）予防接種についても、厚生労働省において、予防接種に係る接種券・予防票等のデジタル化が進められている。  
 （※）アプリによっては電子版母子健康手帳で問診票を入力可能。  
 （※）ここでいう「健診」とは、乳幼児健診、妊婦健診、産後健診をいう。

## 実現に向けた工程表

| プロジェクト        | R7年度                                                                                                                                                                | R8年度                                                                                                           | R9年度                                                                | R10年度 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 母子保健DXの推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子版母子健康手帳ガイドライン等の発出・機能開発</li> <li>・PMH導入自治体拡大（自治体システム標準化と連動）</li> <li>・PMHを活用した自治体間を含む母子保健情報連携機能の開発等、PMHの機能追加・拡充</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子版母子健康手帳の普及</li> <li>・母子保健DXの全国展開</li> <li>・以上を進めるために必要な改修</li> </ul> |                                                                     |       |
| 里帰りをする妊産婦への支援 |                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合契約・請求支払システムの要件定義</li> </ul>                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合契約・請求支払システムの開発</li> </ul> |       |

# 妊産婦健診・乳幼児健診事務のデジタル化について - デジタル化後のイメージ（将来像）



# こどもまんが こども家庭庁 母子保健DXについて

## 母子保健DXとは

手段：全国共通の**情報連携基盤（PMH\*）**や**電子版母子健康手帳**（いわゆるスマートフォンの母子手帳アプリ）を活用することで、

目標：①スマートフォンでの**健診受診・健診結果の確認**や**プッシュ型支援**、**里帰りの際の煩雑な手続きの改善**等を実現し、

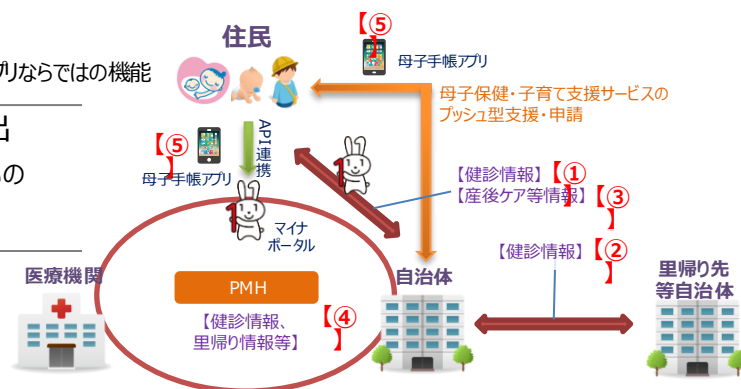
②住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指す

\* Public Medical Hub

## これまでの経緯、今後の進め方

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R2年度  | 自治体がデータ化した乳幼児・妊婦健診の情報（一部）を <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>PHRの観点からスマートフォン等(マイナポータル)</b>で閲覧可能に【①】</li> <li>・ 中間サーバを介して<b>自治体間で共有可能</b>に【②】</li> </ul>                                                                                                                                   |
| R4年度  | マイナポータルで閲覧可能な <b>母子保健情報の項目の拡充（産後ケア、新生児訪問指導等）を整理*</b> 【③】<br><small>※ 併せて、約10年ぶりに母子健康手帳の内容の大幅見直しを議論（⇒ 令和5年4月～府令様式改正）* R6.6にデータ標準レイアウトに反映し、その上で各自治体においてシステムを改修予定</small>                                                                                                                              |
| R5年度  | デジタル庁が、住民、自治体、医療機関で母子保健情報を迅速に共有・活用するための <b>情報連携基盤（PMH）を構築</b>                                                                                                                                                                                                                                       |
| R6年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子保健DXを実現するための<b>改正母子保健法が成立</b></li> <li>・ PMHを活用した乳幼児・妊婦健診の<b>先行実施を複数の自治体で開始</b>【④】<br/> <small>※ 併せて、産婦健診や里帰りに係る機能拡張や電子カルテとの連携を検討</small></li> <li>・ 住民とPMHとの接続の利便性向上、プッシュ型支援の実現を目指し、<br/> <b>電子版母子健康手帳の持つべき機能*等を議論</b>【⑤】*紙の手帳の機能+アプリならではの機能</li> </ul> |
| R7年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R6年度の議論を踏まえ、電子版母子健康手帳のガイドライン※等を発出<br/> <small>※ベンダー・自治体に、アプリとして持つべき機能やセキュリティ要件等について提示するもの</small></li> <li>・ PMHの更なる機能拡張（集合契約・費用請求等に係るシステム等）</li> </ul>                                                                                                    |
| R8年度～ | 電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開                                                                                                                                                                                                                                                                          |

<母子保健DXのイメージ図>



# 電子版母子健康手帳ガイドラインについて (令和8年3月31日発出)

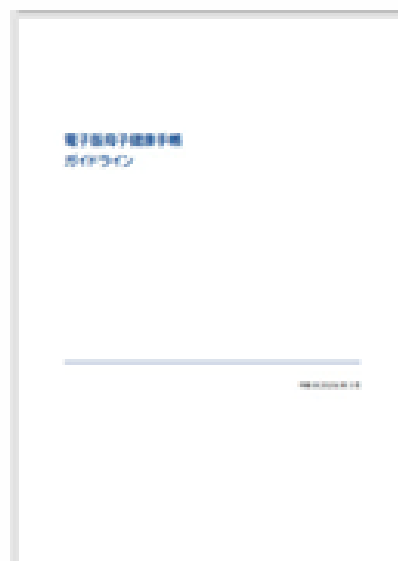
## ガイドラインの位置づけ

- 電子版母子健康手帳とは、母子健康手帳に記録される情報をPMHIに保管するとともに、アプリ等によりPMHIにアクセスすることで、利用者、医療機関等及び自治体が当該情報の入力・参照を可能とするものである。
- 電子版母子健康手帳に係る課題と対応について整理を行った「電子版母子健康手帳ガイドライン(仮称)策定に向けた検討会」の議論の取りまとめを踏まえ作成された。
- 事業者等において対応が必要と考えられる事項をまとめたものであり、電子版母子健康手帳の開発・運営、活用にあたって参照すべき事項を示すものである。

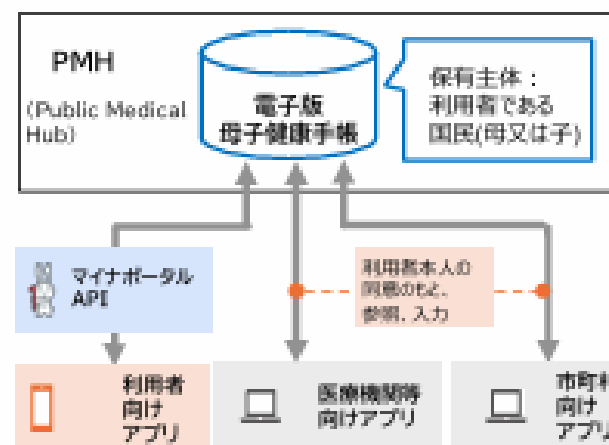
## ガイドラインの内容

1. はじめに
2. 電子版母子健康手帳の概要
3. 電子版母子健康手帳における情報の取扱い及び運用に関する事項
4. 電子版母子健康手帳全般に関して事業者が留意すべき事項
5. 利用者向けアプリ事業者が留意すべき事項
6. 医療機関等向けアプリ事業者が遵守すべき事項
7. 自治体向けアプリ事業者が遵守すべき事項
8. 要件遵守の担保
9. 本書の見直し

※電子版母子健康手帳ガイドラインに加え、  
令和8年度に各ベンダー向けの技術解説書を策定予定

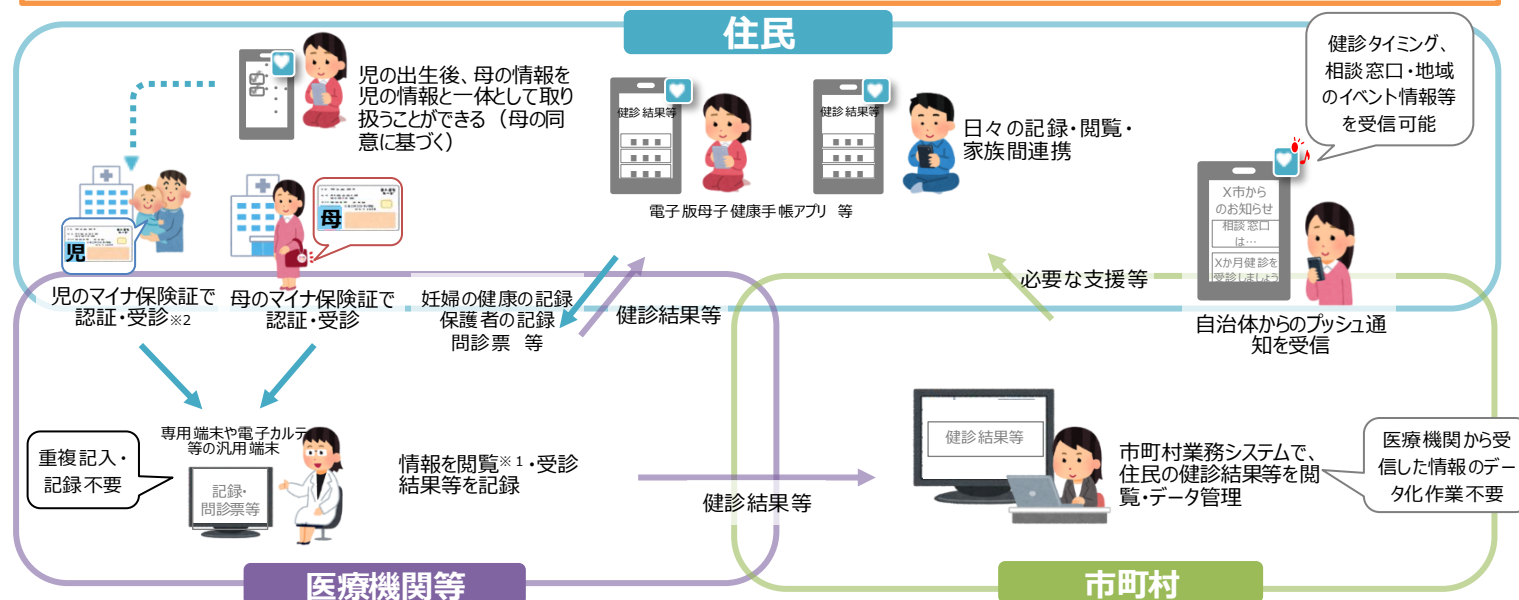


## 電子版母子健康手帳の利用イメージ



## 電子版母子健康手帳の利用イメージ

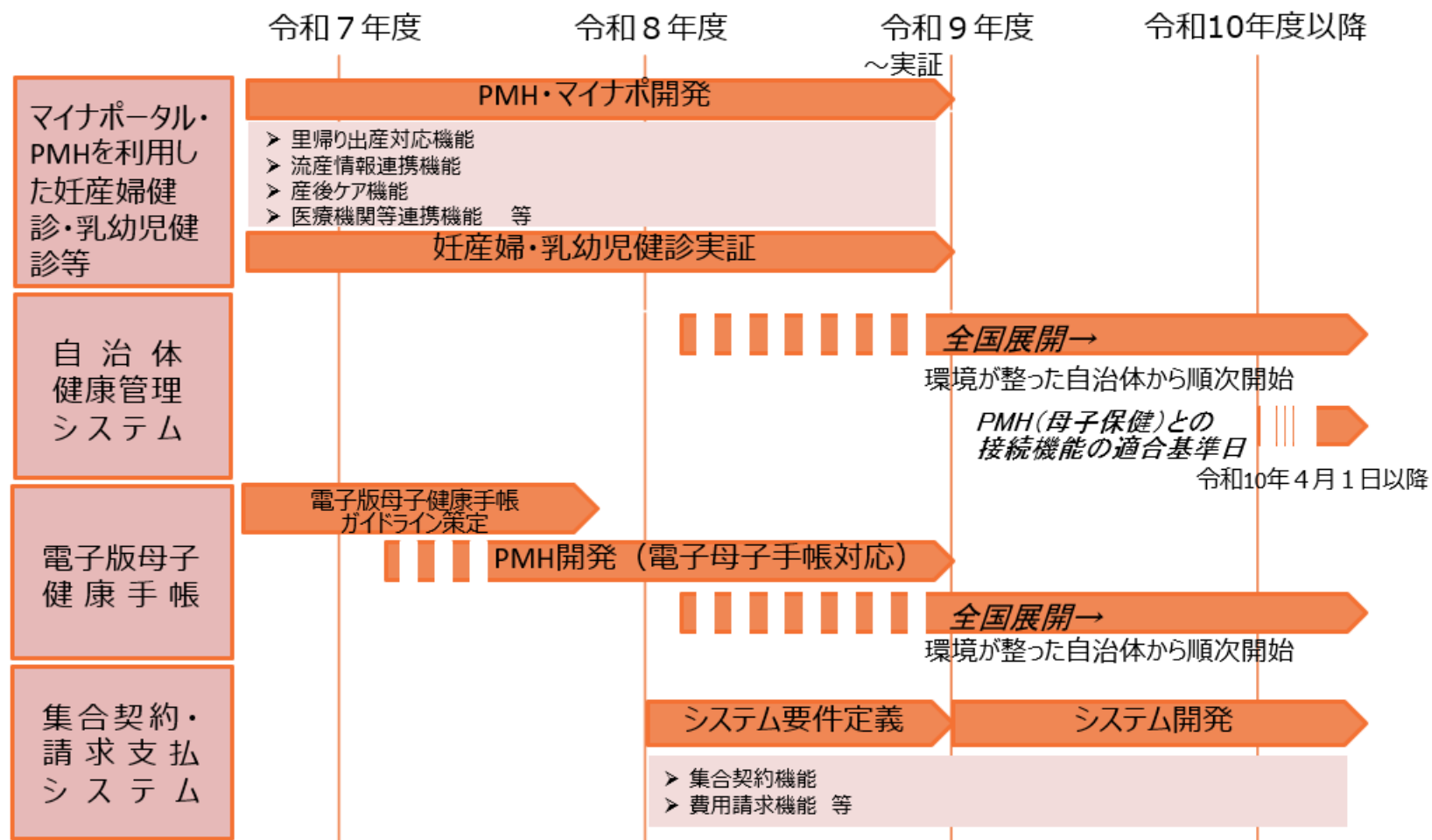
- 災害時や救急時等にも、医療機関受診時に、マイナ保険証での認証により、紙の母子健康手帳を持ち歩いていなくても、母子健康手帳の情報を医療機関が閲覧できる。
- **里帰り等による自治体間の移動**や転居時においても、居住地と里帰り先や、転居先と転居元などの双方の自治体等において、情報を共有することが可能となり、効果的な支援や体制の強化にもつながる可能性がある。
- 自治体が、母子健康手帳等の情報と連携して地域の支援サービスや子育て情報などの情報を発信することにより、情報を必要とする人に届けることができ、**包括的支援**につながっていくことが期待される。



※1 医療機関等は、児のマイナ保険証で認証することにより、児の情報（母が設定した情報を含む）を閲覧することが可能となる。

※2 (児に関する利用の場合)、母が同意した母に関する情報が児に渡され、児の情報と同様に取り扱われることで、母ではなく父や祖父母その他の者が児の受診に付き添う場合も、**母児の情報を一体的に利用することが可能**となる。

## 今後想定されるスケジュール



※ PMH: Public Medical Hub

## 6. 研修事業等のご案内

# 母子保健指導者養成研修

| タイトル                                                                                                     | 研修内容（一部抜粋）                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>研修1</b><br><b>5歳児健康診査に関する研修</b><br><b>※本テーマのみ対面研修（8/17東京,9/1大阪）</b><br><b>+ オンデマンド配信</b>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5歳児健康診査の目的と実施内容及び健診後のフォローアップ</li> <li>・5歳児健診を起点とした地域における支援の実例</li> <li>・事例紹介</li> <li>・グループワーク（対面研修のみ）</li> </ul>          |
| <b>研修2</b><br><b>こども家庭センターに関する研修</b>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の連携</li> <li>・リスクアセスメントシートの活用について</li> <li>・特性のある妊産婦への具体的支援について</li> <li>・事例紹介</li> </ul>            |
| <b>研修3</b><br><b>妊産婦とこどものメンタルヘルスに関する研修</b>                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦メンタルヘルスの基礎知識</li> <li>・こどもを亡くした親へのグリーフケア</li> <li>・就学前後のこどもの心の発達と行動理解</li> <li>・産後のメンタルヘルスと睡眠</li> <li>・事例紹介</li> </ul> |
| <b>研修4</b><br><b>母子保健DXに関する研修</b>                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療DXにおける母子保健DXの位置付け</li> <li>・母子保健DXの概要と推進スケジュール</li> <li>・母子保健業務の電子化プロセス</li> <li>・事例紹介</li> </ul>                        |
| <b>研修5</b><br><b>周産期・子育て支援における多様な課題への対応（支援）に関する研修</b>                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出生前検査と地域における支援</li> <li>・はじめの100か月の育ちビジョン</li> <li>・父親支援について</li> <li>・災害時における妊産婦・乳幼児への支援</li> </ul>                       |
| <b>研修6</b><br><b>児童福祉施設等における食事の提供に関する研修</b><br><small>※対象者は、施設の栄養管理を担当する管理栄養士等の指導的立場の方及び行政栄養士です。</small> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの咀嚼・嚥下機能の発達について</li> <li>・アレルギーの基礎知識</li> <li>・栄養・食生活における特別な配慮を必要とするこどもへの支援</li> <li>・事例紹介</li> </ul>                   |

※タイトル及び研修内容は調整中のため、変更となる可能性があります。

○9月～順次配信予定。2か月間オンデマンド配信（要申込）。※研修により、配信時期が異なるため注意

○お申込み：母子保健指導者養成研修専用サイト（<https://boshikenshu.cfa.go.jp>）

## 健やか親子21全国大会について

- 成育医療等基本方針に基づく国民運動の一環として、講演やシンポジウムなどの開催により、「健やか親子」の推進を図るとともに、成育過程にある者の心身の健やかな成育や妊産婦の健康の保持・増進に寄与する取組を推進している個人・団体・自治体・企業を表彰。

＜健やか親子21全国大会特設ページ（健やか親子21ウェブサイト内）＞  
URL：<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/zenkokutaiikai/>



## 健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰について

### ○ 功労者表彰

成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する取組に長年携わり、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに貢献している個人及び団体を表彰するもの。

### ○ 健やか親子表彰

国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、先駆的な取組により、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する自治体・団体・企業を表彰するもの。

＜健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰特設ページ（健やか親子21ウェブサイト内）＞  
URL：[https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award\\_list/](https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award_list/)  
<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award-2023/>



令和8年度は、11月5日（木）：対面（表彰等）  
11月6日（金）：オンライン（一部対面）  
にて、北海道（札幌市）で開催



## 目的

成育医療等基本方針に基づく国民運動として、子育て当事者・国民全体へ妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報発信を行う。

## 主な掲載内容

### 健やか親子21と成育基本法について

成育基本法や健やか親子21応援メンバーである地方公共団体・企業・団体・大学等の活動内容について紹介しています。

### 母子健康手帳情報支援サイト

妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。

### マタニティマーク

マタニティマークの目的や使用ガイドなどを掲載しています。

### 産後ケア事業

産後ケア事業に関する動画、チラシ等を掲載しています。

### 食育

乳幼児、妊産婦の食育に関するチラシやパンフレット等を掲載しています。

### 参考資料

調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。

ご清聴ありがとうございました

こどもまんなか  
こども家庭庁

